

第3回 診療行為に関連した死亡の調査の手法に関する研究会議 会議概要

研究代表者 西澤 寛俊

診療行為に関連した死亡の調査の手法にする研究会議（以下「班会議」という。）は、6月18日に成立した改正医療法に盛り込まれた医療事故調査制度について、厚生労働省が行うこととなっているガイドライン等の策定に資するよう、これまでの研究成果やモデル事業の実績などを踏まえつつ、学問として実務的な検討を行う場として設けられているものである。

このたび、8月6日に第3回の班会議が開催されたので、その概要について紹介する。

第3回の班会議では、「院内調査に関する事項」を議題とした。以下の3項目に分類した議題についていただいたご意見を紹介する。

- ① 医療事故調査項目
- ② 支援団体の支援
- ③ センターと支援団体の役割分担

① 医療事故調査項目

まず医療事故調査項目について、全体的な調査項目については、

- モデル事業の調査項目を基本とし、組織内の体制等についても状況確認する必要がある

解剖については

- 解剖を行うことが望ましい場合について一定の見解を示す必要がある。
- 解剖の意義はどの場合でも否定されるものではなく、門戸を開いておく必要がある。
- 解剖が必要な時に実施できるよう、体制整備を行っていくこと。
- 遺族は解剖に関して抵抗がある。特に当該医療機関での解剖に抵抗がある。必要性の説明や第三者性確保により許容しやすくする必要がある。
- 医療の質を向上させることが制度の目的であり、特に解剖は当事者も立ち会うことで本人の再発防止につながるのではないかと。

Aiについては、

- Aiを行うことが望ましい場合について一定の見解を示す必要がある。
- 画像診断には、診察録等の臨床情報が必要であり、医療者間の連携が求められる。
- Aiは診断能力に限界があり、それだけで死因が判明するものではないという説明が必要である。
- Aiが必要な時に実施できるよう、体制整備を行っていくこと。

調査期限については

- 病理結果が出るまでの時間を考慮する必要がある。
 - 遺族感情を考えると、ある程度早期に調査を終了させる必要がある。
- などのご意見があった。

まとめると以下のとおりと考えられた。

- 調査項目はモデル事業などの例を基本として整理していく方向
- 解剖については、解剖を行うことが望ましい場合について一定の見解を示しつつ、必要な時に実施できるよう、体制整備を行っていくことや、原因究明だけでなく再発防止にもつながるような観点からの運用方法を考えていくことが必要である。

- Ai については、新しい技術であり診断能力に限界もあるが、有用な場合もあることから、望ましい場合について一定の見解を示しつつ、必要な時に実施できるよう、体制整備を行っていくことが必要である。
- 調査期限については、一定の目安を設けるが、その時間については具体的な調査項目が固まった段階で改めて検討すること。なお、あくまでも目安であって、厳守すべきものというものではないこと。

② 支援団体の支援

支援団体の支援については、

- 支援団体については、各地域で様々な団体が動きやすいように連携していくことが、現実的ではないか。
- 調査のための支援と評価のための支援は、体制やあり方を分けて考えてはどうか。
- 国民の信頼という点では外部の委員を入れる必要があるが、第三者性の担保のレベルをどの程度求めることとするか。
- 都道府県の枠にこだわらず、広範囲に支援団体のノウハウを共有することで、全体のレベルを上げることが望ましい。
- 支援団体が行う専門家の支援は、単に解剖や Ai の技術支援だけでなく、その事例の専門領域の知見といった支援も必要である。

などのご意見があった。

まとめると以下のとおりと考えられた。

- 調査の具体的な技術支援と評価の支援等を類別化して支援団体のあり方を整理する。また、第三者性の担保について一定の整理を行いつつ、各地域で様々な団体が動きやすい形になるよう、連携をとることが現実的である。さらにそこで得られた成果等を広範囲の地域で情報共有することで医療全体の質の向上に役立つようにすること。

③ センターと支援団体の役割分担

センターと支援団体の役割分担については、

- 地域や医療機関によって運用に差が生じないように、センターで制度の全般的な助言等を一元的に行う必要がある。
- 医療機関の規模や設備で可能となる範囲が異なることも考慮して役割分担を検討してはどうか。

などのご意見があった。

まとめると以下のとおりと考えられた。

- センターでは、制度全体の仕組みに関する助言を行い、支援団体は、専門的、技術的な分野について、支援を行うこと。

本日の会議は以上。次回会議は、8月20日14時から行う予定。